

市が収集・処理できないごみ

会社・お店のかた！

勤務先から出るごみ(弁当の空き容器、紙くずなど)

集積所に出していませんか？



禁止行為！

ごみ集積所は家庭から出るごみの収集のために設置しています。

市指定ごみ処理袋に入れたとしても、集積所に出すことはできません。

発見し次第、指導対象となります。

では、どう処理すればいいのですか？

①事業者が自分で清掃センターに持ち込む

持ち込む場合は、きちんとルールを守りましょう

②一般廃棄物処理業許可業者に依頼する

環境衛生課に問合せるか

日立市ホームページで確認できます。

清掃センターに持ち込みできないもの。

問合せの多いおもなもの	問合せ先・処理のしかた
消火器	市内に持ち込める事業所があります。 (株)消火器リサイクル推進センター(03(5829)6773)まで
タイヤ	茨城県タイヤ商工業協同組合(0294(33)3029)まで
ピアノ	販売店に問合せください。
バイク	二輪車リサイクルコールセンター(050(3000)0727)まで
植木鉢や庭先から出た少量の土	受入先はありません。 周りに迷惑にならないよう、自然に還しましょう。
産業廃棄物	事業活動によって出る廃棄物 (一社)茨城県産業資源循環協会(029(301)7100)まで
家電4品目 (テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン)	家電リサイクル券センター(0120(319)640)まで

出し方について、迷ったら清掃センターへお問い合わせを！